

緊急のお知らせ

来年度（平成 29 年度）およびその後の新たな専門医制度の運用等に関する日本専門医機構の基本的な方針について（平成 28 年 8 月）

報道等でご存知の方も多いこととは思いますが、「新たな専門医養成の仕組みによる専門医制度の運用」について、新理事会（平成 28 年 7 月発足）として、その施行開始を 1 年間延期することを正式に決定致しました。また、来年度（平成 29 年度）については、基本 18 領域については各学会の責任において施行して頂くこと、また、総合診療専門医については、例えば、プライマリ・ケア連合学会の家庭医療専門医の研修をお勧めするなど、何らかの暫定措置を講じることを合わせて決定致しました。

研修の開始を目指して準備をしてこられた研修医の皆様はじめ、プログラムの作成に多大なご尽力を頂いた基本領域学会の皆様、研修受け入れ施設の皆様、その他、多くの医療関係者ならびに国民の皆様方に計り知れないご迷惑と混乱をおかけいたしましたことに、先ずは、心からお詫びを申し上げます。

なお、来年度における具体的な研修の実施につきましては、基本 18 領域については、当該領域の学会のホームページを参照の上、要項等を十分にご確認の上、領域ごとに研修を開始して頂きますようお願い致します。また、総合診療専門医については、申し訳ありませんが、来年度は機構としての研修は実施いたしません。来年度限りの暫定措置として、プライマリ・ケア連合学会の従来家庭医療専門医の研修を受講されることをお勧めしておりますので、プライマリ・ケア連合学会のホームページをご参照のうえ、要項等をご確認下さい。

なお、来年度からの正式な研修を開始予定だった臨床研修医の皆様には何ら瑕疵はないことから、皆様が不利益とならないための何らかの措置についても検討することを理事会として合意しています。詳細については、随時、機構のホームページに掲載してゆく予定です。

さて、今日の状況に至りました経緯等について、概要を以下の通りお知らせいたしますので、宜しく願い申し上げます。

ご承知のように、本機構では、平成 26 年 7 月の本機構発足以来、新たな仕組みによる専門医制度を平成 29 年 4 月からスタートさせることを目指して、基本領域の各学会のご協力を頂きながら準備を進めて参りました。しかし、本年に入り、新たな仕組みの詳細等が明らかになるにつれて、医療関連諸団体、地方自治体、さらには、国の社会保障審議会医療部会などから地域医療崩壊に対する強い懸念の声が上がり、機構のガバナンス不足に対する厳しいご指摘、また、制度設計や運用に対する柔軟な対応を求める各学会からの強い要望、等々を受け、来年度の新たな仕組みによる専門医制度の正式実施を延期すべきとの意見が強まってまいりました。かかる状況の中、本機構の役員が改選され、本年 7 月に新理事会が発足したところですが、新理事会では、7 月 20 日に「新たな専門医制度のプログラム実施

にともなう地域医療への影響に関する検討委員会」を立ち上げて精査を行うなど、新たな専門医制度について幅広く意見を聴取した結果、上記のように、その施行開始を1年間延期することを正式に決定致した次第です。

新理事会としては、一刻も早く混乱を收拾し関係各位の信頼を回復し、基本19領域の専門医の研修につきましては、平成30年4月に一斉にスタート出来ることを目指して全力を尽くす所存です。皆様のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

なお、新理事会としては、基本的な姿勢と方向性について、以下のように定めましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(1) 機構と学会の関係について、機構と学会が連携して専門医制度を構築することを基本姿勢とする。すなわち、従来のものであれば機構で全てを決定し学会はそれに従うといった上意下達の関係でないことを明確にする。(2) 機構と学会の役割分担の明確化を図る。学会の役割として、学会は、学術的な観点から責任をもって研修プログラムを作成する。(3) 機構の役割について、(ア) 機構は、専門医制度を学術的な観点から標準化を図る。領域学会に対し、チェック機能、調整機能を発揮し、領域学会をサポートする。(イ) 専門医を公の資格として認証する。(ウ) 専門医に関するデータベースを各領域学会と共同で作成する。

(エ) 専門医制度を通して、国民に信頼される良質な医療を提供するための諸施策を検討する。また、(4) 理事会と社員との関係について、情報の共有化を図るため、設立時社員、学会社員と理事会との定期的な情報交換の場を設定する。また、機構の根幹にかかわる重要事項については、社員総会で議論を尽くす。(5) 地域医療の確保対策について、各領域学会に対し、地域の医師偏在防止の現状についての意見を求め、また、更なる具体的な対策案を検討する。(6) その他、整備指針の見直し、基準等の柔軟な対応、暫定措置を講ずることなどについて早急具体的な検討を行う。以上の基本方針のもと、全力で会務の遂行にあたる所存です。

最後に、本機構は、平成25年4月、国の「専門医の在り方に関する検討会」の最終報告書に基づいて、我が国の専門医の育成と認定を統一的に扱う第三者機関として平成26年7月に設置された組織です。同報告書によると、新たな第三者機関の運営についてはプロフェッショナル・オートノミー（専門職業人としての自律）を基盤とすることとされています。医療集団の英知を集め、国民の視点に立って、同報告書の趣旨を踏まえつつ、国民から信頼される質の高い医療を提供できる専門医の育成と認定を目指して、最大限の努力を尽くす所存です。重ねて皆様のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成28年8月

一般社団法人日本専門医機構
理事長 吉村 博邦